

生活のきまり

学校生活のきまりは、生徒の健康と安全を守り、学校を学習生活の場にふさわしい秩序ある社会生活の場として保ち、望ましい態度や基本的な生活習慣を身につけるためにつくられています。社会の構成員、一人一人の自由を守るために規則があります。よく理解して守るようにしましょう。

1 登下校

- (1) 登下校の際には、決められた通学路を使う。
※ 白山神社の階段は通行禁止。
※ 交通ルールやマナーを守る。
- (2) 朝は、7 時 3 0 分以前には登校しない。その時間より前に活動する場合は、担当の先生の許可を得る。
- (3) 8 時 2 0 分までには登校し、各自の教室へ入り自席に着席する。8 時 2 5 分のチャイムが鳴った時点で着席していない場合は遅刻または欠席となる。朝礼時は、体育館の整列の位置にて出席確認（8 時 2 5 分）を行う。そのため、8 時 2 0 分までに体育館への移動を開始できるよう登校する。
- (4) 遅刻して登校した場合は、必ず一旦職員室へ行き、担任または学年の先生に遅刻した旨を報告してから、自分のクラスへ入る。
- (5) 早退をする際も同様に、職員室へ行き、担任または学年の先生に早退する旨を報告してから、下校する。体調不良でやむを得ず一人で下校する場合には、帰宅後にすぐに学校へ連絡する。
- (6) 最終の下校時刻は、次の通り。

○ 一般生徒	1 5 時 5 0 分（5 時間授業：1 4 時 5 0 分）
○ 部活動等居残り生徒	2 月～1 0 月 1 8 時 0 0 分 1 1 月～ 1 月 1 7 時 0 0 分

- ※ 一般下校時刻を過ぎて学校に残る場合は、担当の先生の許可をとる。
- ※ 大会等の前については顧問の判断により、3 0 分延長できる。
- ※ 学力強化週間中は、部活動は活動中止。大会等の前で顧問の判断により活動を行う場合は、1 時間以内とする。

- (7) 自転車登校はしない。
- (8) 登下校中の寄り道（立ち話含む）や買い食い・買い飲みはせずに、まっすぐ帰る。
- (9) 一度登校したら、外出することはできない。登校した後の再登校は、事前に先生の許可を得る。やむを得ず再登校をする場合は、放課後であっても標準服（部活動がある生徒は部活動で定められた服装も可）で登校する。

2 身だしなみ

< 服装 >

- (1) ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツ（ワンポイントは可）は、白地で柄のないものを着用する。ワイシャツの下に着用する T シャツは白の無地とする。（ワンポイントは可）
- (2) 男女共にセーターは指定されたものを着用する。
- (3) 男子のベルトは、黒を基調とした飾りのないシンプルなものとする。
- (4) スカートの長さは、膝丈を標準とする。（平成 6 年度の生徒総会で決定）
- (5) 靴下は、白・黒・紺を基調とした無地とする（いずれもワンポイントは可）。儀式（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式）や、音楽祭の際にはく靴下は黒または紺の踝（くるぶし）を覆うものとする。冬場の寒い時は、黒または紺の無地のタイツを着用してもよい。
- (6) 冬服着用の期間の儀式には、ネクタイ、リボン、ブレザーを着用する。
- (7) 冬場のコートは、黒・紺を基調とした派手でないものとする。
- (8) ジャージ登校の際には、防寒としてウインドブレーカー等を着用してもよい。

< 靴 >

- (1) 通学靴は、中学生らしいものとする。
- (2) 上履きは、学年カラーのものを使用する。
- (3) 上履きを忘れたときは、職員室で貸出用のスリッパを借り、下校する際に職員室へ返す。
- (4) 体育館履きは、全学年共通の指定のものを使用する。
- (5) 校舎内では、上履きを履く。体育館履きでの校舎内での生活は認めない。朝礼時や学年集会等で体育館へ移動する際には、教室で体育館履きに履き替えて移動する。

< 頭髪 >

- (1) 頭髪は清潔にし、目に入ったり顔にかかったりするなど学習に支障をきたす場合は、留めるか結ぶ。
- (2) 髪を結ぶゴムは紺、灰、黒、茶色などの系統とする。リボン、シュシュなどの飾りは不可。また、ピンを使う場合は、黒で飾りのないものを使用する。
- (3) 頭髪に整髪料（ワックスなど）は使用しない。
- (4) 頭髪は、パーマや毛染めなどによって本来の形や色を変えない。

< 部活動 >

- (1) 各部とも、それぞれの活動に相応しい服装を心がける。
- (2) 活動後の下校は、活動時の服装のままでもよい。
- (3) 部活動のみで登校する日（休日など）は、部活動の服装で登校して良いが、その他のきまりに関しては、通常の学校生活に準ずる。
- (4) 朝練習がある場合には、（通常の学校生活の服装に着替えて）8 時 2 0 分までに教室へ入る。また、日直で職員室へ行く場合も、通常の学校生活の服装に着替える。

＜ その他 ＞

- （１）化粧品、マニキュア、香水（コロン）、制汗スプレーの使用は禁止。
- （２）リップクリームやハンドクリームは薬用（化粧目的ではない）のもので無色・無臭のものと
する。
- （３）家から持ってきて使用したもの（カイロ、マスク、昼食時のごみ、汗拭きシートなど）は、
使用後は必ず持ち帰る。
- （４）ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品は身に付けない。

３ 持ち物

- （１）持ち物にはすべて記名する。
- （２）個人の所有物（教科書・体育着など）の貸し借りはしない。
- （３）原則的に貴重品は持ってこない。事情により現金などを持ってくる必要がある場合は、必ず
８時１０分までに職員室の担任の先生または担当の先生に預ける。
- （４）授業に必要なものは持ってこない。以下の持ち物は、必要があれば持ってきてよいが
自己の責任において管理する。
 - 腕時計…持ってきてよいが、計算機など計時以外の機能のないものとする。
 - 電子辞書…教科で許可された場合のみ持ち込みできる。
- （５）携帯電話は、保護者が許可申請（所定の用紙あり）を提出し、許可された期間のみ使用で
きる。その場合、８時１０分までに職員室へ預け、下校直前に職員室へ取りに行く。
- （６）カバンは、学習の場にふさわしいものを使用する。
- （７）盗難防止のため、傘は持ってきた日に持ち帰る。
- （８）置き傘は折りたたみ傘とし、教室の個人のロッカーで保管する。

４ 諸届け

- （１）欠席、遅刻、早退などは８時１０分までに保護者が電話で届け出るか、事前に保護者が生
徒手帳に理由を記入・捺印の上、届け出る。Home&School での連絡も可能。
- （２）体育等授業の見学は生徒手帳によって担任に届け出る。
- （３）各種証明書、学割などが必要なときは、担任に申し出た後、事務室に願い出る。
- （４）生徒手帳を紛失したときは、再発行願い(所定の用紙)を担任に提出する。
- （５）携帯電話については、保護者が許可申請を行う。
- （６）その他必要な連絡は保護者が生徒手帳に記載し、届け出る。

５ 校内生活

- （１）ノーチャイム着席を守る。
- （２）儀式時（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式）にはネクタイ・リボンを必ず
着用する。
- （３）危険防止のため、靴（上履き、体育館履き等）のかかととはつぶして履かない。
- （４）校舎内では、走ったり暴れたり、危険な行為をしない。
- （５）ガラス等公共物を破損した時は速やかに申し出る。
- （６）他クラスの教室や空き教室には出入りしない。
- （７）給食もしくは弁当を持参する。
- （８）弁当を忘れた場合（授業がある日）は、学校でカロリーメイト（１箱 100 円）を
購入することができる。代金は翌日支払う。
- （９）箸を忘れた場合は、職員室で割り箸を借りて、次の日に新しい物を返す。
- （10）飲み物はお茶（糖分を含んでいないもの）またはスポーツ飲料とし、水筒に入れて
持参する。ペットボトルも可とするが、必ず持ち帰る。ただし、ビン、缶、紙パッ
クは禁止。飲んでよい時間帯は、昼食時、休み時間、放課後の部活動の活動中とし、
マナーを守り、飲み歩き等はしない。休日、長期休業中の部活動時も同様とする。

６ その他

- （１）保護者を伴わない行事後の会合等（打ち上げ）は禁止する。
- （２）特別な理由がある場合、先生の許可を得て職員室から電話をすることができる。
その際は、担任に申し出る。
- （３）常に中山中の生徒であることを自覚し、中学生として不適當な言動は慎む。